

意思疎通支援事業実施要領

第1条 目 的

この事業は、聴覚障害のため意思疎通を図ること及び日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という）に、手話通訳、要約筆記等の方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等（以下「意思疎通支援者」という）の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図り、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

第2条 事業の内容等

前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
- (2) 意思疎通支援者のうち、手話通訳者等の派遣に関する業務
- (3) 意思疎通支援者のうち、要約筆記者等の派遣に関する業務
- (4) 前2号及び3号を行う連絡調整業務等担当者（派遣コーディネーター）の設置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

第3条 実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会（以下「本会」という）とする。

第4条 派遣の対象者

この事業における派遣の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、本会と契約を結んだ市町村内に居住する聴覚障害者等とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、不特定多数の者が参加する催しの開催時に、聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等も派遣の対象とする（別表3）。

第5条 派遣の内容

この事業における意思疎通支援者の派遣範囲は聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なもの（別表1）に定める内容とする。

第6条 申込方法等

- (1) 申込者は本会へ「申込書(様式1)」にて派遣日の原則2週間前迄に行う。但し、緊急（急病・事故等）の場合はその限りではない。

- (2) 実施主体は、速やかに派遣内容等を確認し、意思疎通支援者を調整した後、申込者に「派遣者の報告(様式2)」、意思疎通支援者に「通訳依頼書(様式2-1)」を通知する。
- (3) 直前の申込みの場合、意思疎通支援者を派遣できない場合もある。

第7条 申込先及び受付時間

- (1) 申込先
社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会
〒901-0516 八重瀬町字仲座 1038 番地 1
TEL 098(851)－3455 FAX 098(851)－3855
- (2) 申込受付時間
午前8時30分～午後5時30分(月曜日～金曜日)
- (3) 時間外緊急時の申込受付
土日・祝日・慰霊の日・年末年始及び平日午後5時30分以降等、前項の申込受付時間以外の緊急時(急病・事故等)は、携帯電話にて派遣調整の対応を行う。
緊急用の携帯電話 090－3793－0484 メールアドレス 3793-0484@ezweb.ne.jp

第8条 派遣の決定

本会が受けた派遣申請について、派遣する意思疎通支援者が決定した場合、すみやかに申請者に意思疎通支援者の決定報告を行う。

第9条 報告書の提出

- (1) 意思疎通支援者は、その内容等を「実績報告書(様式3号)」に記入し、翌月の5日までに報告を行うものとする。なお、引継ぎが必要な事項及び早急に解決しなければならない問題点等がある場合には、通訳活動終了後、速やかに報告すること。
- (2) 実績報告書は、個人情報保護のため直接または郵送にて提出するものとする。

第10条 登録

本会要領でいう「意思疎通支援者」とは下記の者とし、登録書(別紙様式)により本会に登録することができる。

- (1) 登録要件
 - ア「手話通訳」
 - (ア) …「手話通訳士」厚生労働大臣が認定した手話通訳技能認定試験に合格した者とする。
 - (イ) …「手話通訳者」都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者全国統一試験に合格した者とする。

イ「リレー通訳」

(ア) …「ろう通訳士」ろう通訳士資格が正式に認められた国において、手話通訳技術を習得し通訳資格を取得した者とする。

(イ) …「ろう通訳者」手話通訳者と同等の知識及び技術を有し、一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会より推薦を受けた者とする。

ウ「要約筆記」

(ア) …「要約筆記者」都道府県、指定都市及び中核市が実施する全国統一要約筆記者認定試験に合格した者とする。

エ「奉仕員」

(ア)「手話奉仕員」…手話奉仕員養成講座を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む）とする。

(イ)「要約筆記奉仕員」…要約筆記者養成講座を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む）とする。

(2) 意思疎通支援者に対し、沖縄県身体障害者福祉協会より「登録証」を交付する。

(3) 意思疎通支援者として活動ができなくなった場合はすみやかに登録証を返還するものとする。

(4) 本会に登録した意思疎通支援者については、通訳活動の便宜を図るため、その住所地及び全市町村に名簿等を通知できるものとする。

第11条 意思疎通支援者の責務

意思疎通支援者はこの事業の目的を正しく認識し、常に聴覚障害者等の人権を擁護する立場で良識をもって任務を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 聴覚障害者等の意思を尊重する。

(2) 自らの一方的な判断で疑問の提起、助言等を行わないこと。

(3) 業務上知り得た個人情報等を、その意に反して他に漏らさないこと。意思疎通支援者を辞した後も、同様とする。

(4) 派遣業務にあたる時は、常に登録証を携帯し、求めに応じ提示すること。

(5) 本事業の重要性を鑑み、各種研修会及び当事者団体との交流など、あらゆる機会をとらえ、知識と技術の向上のため自己研鑽に努めること。

第12条 登録変更の届け出

(1) 意思疎通支援者は、住所及び氏名等に変更を生じたときは、「変更届書(様式4)」により本会に届け出るものとする。

(2) 意思疎通支援者は、心身の不調その他の理由により、登録を辞退するときは「辞退届(様式5)」により届け出るものとする。

第13条 登録の取り消し及び抹消

- (1) 本会は、意思疎通支援者が心身の故障その他の理由により業務の遂行が困難であると認めたとき、又は意思疎通支援者としての適格性を欠くものと認めたときは、登録を取り消し抹消することができる。
- (2) 第11条(3)に違反したとき。

第14条 報償及び旅費の支給

本会は、実績報告書に基づき内規に定める報償及び旅費(別表2)を支払うものとする。

- (1) 報償は依頼した集合時間から通訳を終了するまでの時間〈派遣時間〉とする。
- (2) 支払いは1期(4月～6月分) 2期(7月～9月) 3期(10月～12月) 4期(1月～3月)の4期払いとし意思疎通支援者の申告した口座(意思疎通支援者名義)へ振込むものとする。

第15条 頸肩腕障害に関する健康診断

実施主体は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図ることで、事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者に対し、頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

第16条 その他

- (1) 本会は保険(福祉サービス総合補償)に加入する。

この規定については平成9年4月1日より施行する。

附則 平成10年4月1日内規一部改正

附則 平成12年4月1日内規一部改正

附則 平成13年4月1日内規一部改正

附則 平成15年4月1日内規一部改正

附則 平成16年4月1日内規一部改正

附則 平成17年4月1日内規一部改正

附則 平成18年4月1日内規一部改正

附則 平成18年9月1日内規一部改正し、平成18年10月1日より施行。

附則 平成19年4月1日より施行

附則 平成20年4月1日より施行 (平成20年3月26日より適用)

附則 平成21年10月1日より施行

附則 平成 21 年 12 月 1 日より施行（報償及び旅費内規の一部改正）
附則 平成 23 年 4 月 1 日より施行
附則 平成 24 年 4 月 1 日より施行（報償及び旅費内規の一部改正／通常派遣(2)）
附則 平成 25 年 4 月 1 日より施行（報償及び旅費内規の一部改正／通常派遣(1)）
附則 平成 26 年 4 月 1 日より施行
附則 要領を一部改正し、平成 31 年 4 月 1 日より施行
附則 要領を一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日より施行
附則 要領を一部改正し、令和 4 年 4 月 1 日より施行
附則 要領を一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日より施行
附則 要領を一部改正し、令和 7 年 4 月 1 日より施行
附則 要領を一部改正し、令和 8 年 4 月 1 日より施行

〈別表 1〉

意思疎通支援者の派遣内容

内 訳	内 容
政 治	政治的活動や運動（総決起大会や集会等）
司 法	法律相談、弁護士相談・警察署での相談手続き（被害届け等）・交通事故相談など
医療・保健	診察・治療・検査・集団検診・入退院に関わる説明 母親教室・栄養相談等
社会生活	生活保護・介護保険・年金・税金・相続・親族会議 地域集会・住宅相談・高額契約・免許更新(交通違反者講習) 冠 婚葬祭・自治会活動等・福祉事務所等への利用申請など
労働・雇用	就職面接・職場内相談・職場研修など 求職に向けての資格取得等
教育・保育	授業参観・個人面談・入卒業式・学校各種説明会 保護者会・進路説明・教育相談・P T A など
福祉推進 社会参加活動	大会や講演会等の舞台通訳・聴覚障害者団体の会議や大会 等・地域の当事者団体の活動等
相 談	聴覚障害者等相談に関すること
その他	趣味教養関係の講座など

※社会通念上派遣することが好ましくないと判断された場合、及び公共の福祉に反すると判断された場合はお断りする事もあります。

〈別表2〉

意思疎通支援事業報償及び旅費 内規

1. 通常派遣

(1) 契約市町村からの依頼

派遣時間数	手話(ろう)通訳士	手話(ろう)通訳者 要約筆記者	手話奉仕員 要約筆記奉仕員
1 時間未満	2, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円

(2) 団体・企業からの依頼（斡旋派遣）

派遣時間数	手話(ろう)通訳士	手話(ろう)通訳者 要約筆記者	手話奉仕員 要約筆記奉仕員
1 時間未満	2, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円

2. 特別派遣

(1) 政治団体の活動（特定の政党の政治的活動や集会等）

(2) その他特別派遣と思われる内容 *手話通訳士（有資格者）を優先的に派遣する。

派遣時間数	手話(ろう)通訳士・者
1 時間未満	7, 0 0 0 円

3. 時間外・緊急時

土・日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始、平日（午後5時～翌朝午前8時30分まで）

	当日午前8時30分から 午後5時30分まで（日中）	当日午後5時30分から 翌朝午前8時30分まで（夜間）
手話(ろう)通訳士	2, 8 0 0 /1時間	3, 5 0 0 /1時間
手話(ろう)通訳者 要約筆記者	2, 3 0 0 /1時間	2, 9 0 0 /1時間

※手話(ろう)通訳士の日中単価をベースに手話(ろう)通訳者等の日中単価を算出（0.8倍）。各日中単価に割増を行ない、夜間単価を算出（1.25倍）。端数切り上げ。

(1) 時間外に申込みがあり調整された翌開庁日の派遣について、派遣開始時間が午後12時までの場合は時間外・緊急時と同等の扱いをする。

4. 報償算出方法

- (1) 1件あたりの派遣時間が、通訳開始から1時間に満たない場合は、当該派遣の派遣時間は1時間とみなす。
- (2) 報償は実績報告書に基づき派遣時間30分未満切り捨て、30分以上繰り上げで算出するものとする。（例：1時間29分 → 1時間 1時間30分 → 2時間）
- (3) 派遣時間には、移動時間また通訳終了後の反省会等は含まれないものとする。
- (4) 派遣現場に到着後、急遽キャンセルになった場合は1時間分の手当と旅費を支払う。

派遣現場への経路途中の場合は交通費のみを支払う。

5. 交通旅費

- (1) 意思疎通支援者の報告に基づき走行距離1 kmにつき30円を支給する。
また、通訳中等に派遣現場の移動があった場合も、報告に基づき同様に支給する。
- (2) (1)に加え、派遣に係る走行距離が往復50 km以上となる場合、300円を遠距離手当として追加支給する。
- (3) 時間外・緊急時に派遣された旅費は、タクシー料金の夜間（午後10時～翌午前5時）割増相当の額を支払う。ただし、(1)及び(2)で算出される交通旅費が多い場合は、その金額を支給する。
計算式) 600円（タクシー料金）×1.2（割増）×2（往復）＝1,440円
- (4) 時間外・緊急時の派遣時に沖縄自動車道を利用した場合、往路分の利用料を支給する。
- (5) 沖縄県外における派遣において公共交通機関を使用した場合、実績報告に基づき実費を支給する。

6. 申請者の費用負担

- (1) 意思疎通支援業務を行う際に必要となる施設入場料、催事参加費、有料駐車場使用料及びこれらに類する費用は申請者が負担する。

〈別表3〉

意思疎通支援事業（斡旋派遣）

1. 目的

- (1) 意思疎通支援事業実施要領第4条 派遣の対象者 2項に基づき、聴覚障害者等への情報保障として、意思疎通支援者を派遣する。

2. 申込方法

- (1) 所定の様式に必要事項を記入のうえ、行事等の概要がわかるもの（チラシ等）を添えて派遣実施日の2週間前までに申し込みを行うこと。

3. 派遣費用

- (1) 派遣に係る費用の対象時間は意思疎通支援者の拘束時間とし、原則として以下の通りとする。

※通常派遣（1時間1人あたり）

派遣料金	備考
3, 500円	交通費（駐車場代等含む）は別途請求

※特別派遣（1時間1人あたり）

- ・政治団体等の活動（特定の政党の政治的活動や集会等を含む）
- ・収録およびメディア露出等のあるもの
- ・その他特別派遣と思われる内容

派遣料金	備考
8, 000円	交通費（駐車場代等含む）は別途請求

- (2) 申込み後、通訳を必要とする者が参加しないことが確定した場合には、速やかに連絡を行うこと。

※派遣予定日前日の受付終了時間(17:30)以降のキャンセルは、予定の派遣料を請求することがある。

〈別表4〉

意思疎通支援事業（市町村契約）

1. 目的

- （1）意思疎通支援事業実施要領 第1条 目的に基づき、聴覚障害者の意思疎通の円滑化を図ること。

2. 受託業務

- （1）契約を希望する市町村意思疎通支援事業実施要領に基づき、事業を実施するための事務管理費用（以下、委託料）を定めて事業を受託する。なお、契約書においては市町村側で作成するものとする。
- （2）受託業務の内容については意思疎通支援事業実施要領 第2条 事業の内容等に準じる。
- （3）受託期間は、年度を単位とし原則として4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の全4期に分けて事業を行なう。
- （4）委託料及び派遣手当（別表2）の支払いについては、各期月末の実績報告に応じて支払うものとする。
- （5）委託料について、年間51件以上の派遣件数がある場合、委託料の10%を追加で請求する。
- （6）受託期間の終了後は委託事業実績報告書及び委託事業収支決算書を作成し、契約市町村に提出する。

3. 契約の種類

- （1）【日中対応】
8：30～17：30。市町村開庁時の対応。※実状に応じた時間の変動あり。
- （2）【時間外・緊急時対応】
17：30～8：30。市町村閉庁時の対応。※実状に応じた時間の変動あり。
- （3）契約の種類は（1）（2）または（2）のみとする。
- （4）本会が定義する時間外・緊急時は【重大かつ即座に対応しなければならないこと】
【生命及び人権に関わり、かつ予測できないこと】であり、事前に期日の予想ができ、かつ重大ではない事象は原則対象外とする。